

会 議 録

1 会議名

上越市防災会議

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 上越市地域防災計画の修正について（公開）
- (2) 上越市水防計画の修正について（公開）
- (3) その他（公開）

3 開催日時

平成31年2月8日（金）午後1時30分から午後2時55分まで

4 開催場所

上越文化会館 4階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・上越市防災会議委員：別添出席者名簿のとおり（40人中36人出席（代理出席含む））
- ・事務局：（市民安全課）浅野危機管理監、熊木課長、高波副課長、山本係長、
杉田主事、渡邊主事

（原子力防災対策室）吉田室長、石野係長、西片主事、

（防災危機管理課）田村課長、青柳係長、山崎主事

7 発言の内容

(1) 会長挨拶

（村山会長）

皆様、足元の悪い中ご出席ありがとうございます。開会宣言といたしまして一言挨拶を申し上げます。

立春が過ぎ、日ごとにまた日一日一日と日脚が伸び、これから春に少しずつ向かっていると思いますけれど、今日以降は、北日本へ史上最強クラスの寒波が流れ込む予報で、まだ少し、雪への備えというものを怠ってはならないと思っているところでございます。

本日は、時節柄ご多用のところ、皆様には上越市防災会議にご出席いただきまして大変ありがとうございます。また皆様には、常日頃から、上越市の市政の運営、とりわけ

災害対策、防災活動にご理解をいただくとともに、お力添えをいただいております。この場を借りて心から感謝と慰労を申し上げたいと思います。ありがとうございます。これからもどうかよろしくお願いを申し上げます。

今冬は、例年に比べて平野部では雪が少ないと言われていました。しかし昨年は大変な年であったと思うところでございまして、一年の世相を反映する漢字一文字が「災」となっているように、年初めの北陸地方での豪雪から始まりました。また、大阪北部地震、そして北海道胆振東部地震と地震が続き、その後は西日本の豪雨がありましたし、7月以降は災害とも言われる猛暑、酷暑があり、そしてまた8月には台風が何度も何度も襲来するという、大切なそしてかけがえのない人命まで多く奪われ、全国に被害が多くもたらされた、本当に災害の多い年であったと思います。自然災害の多い日本に我々は暮らしていると、改めて思い知らされた一年でもあったと、私は思っています。

近年はこのような想定を超える災害が頻発するということでありまして、その影響は、非常に規模が大きい、きわめて広範囲にわたるといふことであります。いつやってくるか、いつ襲ってくるかわからない災害に対処するためには、災害から我々は学んで、検証しながら次の災害に備え、準備をしていくという心持ち、その取組が重要であると思っています。

近年、突発的に発生する甚大な災害に対しては、「行政主導の防災対策」から「住民主体の防災対策」へと転換が必要だと言われております。国においても、住民が「自らの命を自らで守る」という意識を持って、行政が「住民が適切な避難行動を起こせるような体制を全力で支援する」という姿勢が重視され、方針にも示されているところでございます。とは言っても、災害の種別によって、そして起こる時間によって、そしてまた、何よりも、最も支援を求める支援を要する皆さんをどうやって災害から守るか、これも大きな問題であり、複雑多様化する災害に対する課題を我々は突き付けられていると思っていますところでございます。

そのようなことを、これからも今日のこの会議の中で皆さんと一緒に協議していただきながら、我々は地域の安全と安心を守っていくことに繋がっていけばと思っていますところでございます。

本日の会議では、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年4月の熊本地震等の災害の教訓と検証を踏まえ、国の防災基本計画、新潟県の地域防災計画が変更されたことを踏まえて、私どもの上越市地域防災計画の一部修正を図りたいということ、また、水防法が改正されましたので、それに基づく修正もお願いしたいということで、この2

件を議題としてご審議いただきたいと思っております。

また、会議の後半になりますけども、今回の西日本豪雨の教訓をいかし、対応したことを一つのケースとしながら、各機関での取組を共有できればと思っております、その意見交換の場を設けてございます。お集まりの皆様にはどうか忌憚のないご意見を頂戴し、それぞれの機関の連携がなお一層進んで、それぞれが役割を果たせるように、どうかよろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。今日はどうかよろしくお願ひします。ありがとうございました。

(2) 議事

(村山会長)

議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これより議事に入ります。

最初に、議題（１）「上越市地域防災計画の修正について」ご審議いただきます。

なお、ご質問、ご意見等につきましては、全ての説明が終わった後に、まとめてお受けしたいと考えてございますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

市民安全課長の熊木と申します。どうぞよろしくお願ひします。

説明に入ります前に、今回の上越市地域防災計画の修正にあたり、関係機関の皆様から、約１７０件もの貴重なご意見を頂戴いたしました。この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、少しお時間をいただき、「上越市地域防災計画の修正について」、そのポイントを絞って説明させていただきます。

資料１の１ページをご覧ください。

—資料１に基づき説明—

以上、地域防災計画地震災害、津波災害、自然災害及び一般災害対策編に係る主な修正のポイントについて説明いたしました。

次に、原子力災害対策編の修正概要について、原子力防災対策室長の吉田が説明いたします。

(事務局)

原子力防災対策室長の吉田と申します。よろしくお願ひします。

続いて、原子力災害対策編に係る、主な修正内容、３点についてご説明いたします。

資料の 10 ページをご覧ください。

—資料 1 に基づき説明—

原子力災害対策編の主な修正についての説明は以上であります。

(事務局)

以上が、今回の地域防災計画の主な修正内容であります。

このほかは、用語の変更など、軽微な修正でありますので、詳細につきましては、お手元の資料 1－①上越市地域防災計画(修正案) 節別修正概要をもって説明に替えさせていただきますと思います。

議題(1)「上越市地域防災計画の修正」についての説明は、以上であります。

(村山会長)

ありがとうございました。

上越市の地域防災計画地震、津波、自然、一般災害、そして原子力災害、それぞれの編におきまして、修正が必要だということで説明がありました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見いただきしたいと思います。

ご質問される方は、所属とお名前を述べていただいてから、発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

(広瀬委員代理)

上越地域消防の消防防災課長の広瀬と申します。

糸魚川大火の教訓から、地域防災計画に防火対策の強化が明記されるところでございますが、折角の機会ですので、質問、意見等ではありませんが、上越地域消防の予防対策と、住宅密集地の火災防御体制の強化の二つの取組みについてご紹介させていただきます。

予防対策の一つ目といたしましては、糸魚川市大規模火災を踏まえ、平成 29 年 5 月に国から示された出火防止対策、早期覚知対策、初期消火対策の 3 項目を基本として、防火対策の取り組みを行っているところです。具体的には市民の皆さんに出火防止対策といたしましては、自主防災訓練や防火座談会の中で、火器使用器具の維持管理、消火器の取扱い、119 番通報時のポイントなど、火災を起こさない、起きたらすぐに消す、通報する、がすばやく実行できるように、実践的な指導を行っております。また、飲食店への防火指導では、大火を契機に平成 31 年 10 月から、飲食店の規模にかかわらず、消火器具の設置が義務付けられたことから、消火器具の必要性を充分理解していただけるよう、店舗等への指導を行っております。

二つ目の早期覚知対策といたしましては、住宅用火災警報器の設置、点検、交換を指導する中で、特に住宅密集地では、早期の火災発見に、住宅用火災警報器が有効であることから、有効性を積極的に広報し、台所など火気使用場所への設置や、10年が経過したものは連動型への交換を推奨するなど、機会を捉え、広報を強化しております。

三つ目の初期消火対策といたしましては、自主防災訓練や防火座談会の中で、訓練用消火器を使って、基本操作や消火方法など、誰でも使えるように指導しております。

次に住宅密集地における火災防御活動の強化についてですが、糸魚川市の大規模火災を受け、上越市でもこのような大火が起こる危険性があることから、関係機関と消防水利や関係機関相互の役割などを協議してまいりました。その結果、住宅密集地の消防水利については、おおむね十分な消火栓、および防火貯水槽が設置されており、消火に要する水量も十分に確保できると確認できました。しかしながら、地震に端を発する大規模火災の場合は、消火栓や防火水槽の損傷、および水道管の損傷も考えられることから、河川などの自然水利やプールの活用も、平常時から考慮していく必要があります。

また、効果的な消火活動においては、住宅密集地の防御計画の確立が重要で、延焼の防止線、飛び火警戒など、基本的な活動方針や消防団との連携について市街地火災延焼シミュレーションを活用して、住宅密集地の火災防御計画を見直したところでもあります。今後、消防団との連携訓練を重ねていくことで、さらに大火災への防御体制が強化されるものと考えております。

最後になりますが、この平成31年3月に総務省から貸与される車両についてご紹介させていただきます。

この車両は本来、石油コンビナート火災に対応するためのものでありますが、大火災時の消防水利を補給するためにも、1キロ遠方から水を大量に送ることが出来る高性能な車両でもありますことから、一般火災にも十分応用できるものと期待しております。

以上簡単ではございますが、上越地域消防の火災予防対策と住宅密集地における火災防御活動の当課の取組について説明させていただきました。ありがとうございました。

(村山会長)

ありがとうございました。防火対策の強化について、地域消防様から具体的に組み込むイメージを含め、お話いただきました。本当にありがとうございました。ご質問、ご意見いかがでしょうか。

それではご質問がないようですので、上越市地域防災計画の修正につきましては原

案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定し、災害対策基本法第42条第5項の規定に基づいて、新潟県知事に報告することといたします。

なお、字句修正等の軽微な内容につきましては、事務局に一任願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして議題（2）「上越市水防計画の修正について」ご審議いただきます。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

危機管理課長の田村と申します。よろしく願いいたします。

それでは、「上越市水防計画の修正について」ご説明いたします。

資料は、お手元の資料2をご覧ください。

—資料2に基づき説明—

議題（2）「上越市水防計画の修正について」の説明は以上であります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（村山会長）

ありがとうございました。水防法の改正と新潟県の水防計画の変更された内容について修正をしたいという提案であります。

ご質問、ご意見をいただきたいと思います。お願いいたします。

いかがでしょうか。

（荻原委員）

上越地域整備部の荻原と申します。ただいまの説明で洪水ハザードマップの策定についてお話がございました。県が管理しております河川での想定氾濫区域図の公表をさせていただいているところでございますので、それを活用して引き続き策定をよろしく願いいたします。

（村山会長）

ありがとうございました。他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ご質問等がないようですので、上越市水防計画の修正につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定し、水防法第33条第3項の規定に基づきまして、新潟県知事に報告することといたします。

なお、字句の修正等の軽微な内容の修正につきましては、事務局に一任いただきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議題（３）「その他」ですが、今回は、「平成３０年７月豪雨を教訓とした災害対応について」をテーマに情報交換させていただきたいと思います。

昨年、全国各地で豪雪や豪雨、地震など自然災害が多く発生いたしました。

とりわけ、「平成３０年７月豪雨」いわゆる「西日本豪雨」につきましましては、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、各地で河川の氾濫や土砂災害など、様々な形態による被害が発生し、２００名を超える方々が犠牲となりました。

関係省庁では、洪水対策、土砂災害対策、治山対策、ため池対策、防災気象情報等について検討が行われ、国の中央防災会議におきましても避難対策について、議論が進められているところでもございます。

本日は、上越市の防災対策に係る機関の皆様からお集まりいただいております、せっかくの機会でございますので、この災害を教訓とした今後の災害対応について、情報提供いただければと思いますし、それをこの会で共有したいと思っております。

あらかじめ、いくつかの関係機関の皆様へ情報提供をお願いしてございますので、まずは、当市の対応から、事務局、説明を願います。

（笠原委員）

上越市防災危機管理部長の笠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は本日お配りいたしました、A３版の「平成３０年７月豪雨災害に係る検証について」をご覧くださいと思います。

この西日本豪雨では、被災地への応援職員の要請を受けまして、本市からは、今年の７月１９日から５日間、岡山県倉敷市真備町の住家被害認定調査に職員２名を派遣してございます。

派遣した職員からは、帰任後、住宅の被害認定調査の体制や調査方法、調査の進捗状況のほか、現地における災害廃棄物の処理の問題、それから猛暑の中の避難所生活の問題などの報告がありまして、また連日の新聞報道によりまして災害対策上の様々な問題が浮き彫りとなっております。

そこで市では、私ども防災部局を中心とした庁内関係課による西日本豪雨災害の検証会議というものを立ち上げまして、今後の災害対策を検討するため、西日本豪雨災害における２２の問題点を抽出し、ここに記載されている「情報収集」、「情報伝達」、「避難行動」、「避難所対応」、「復旧」、「ハード対策」の６つのカテゴリーに分類した上で、本市における現状と課題、今後の対応について検証をいたしました。

お手元の資料は、その主な内容をまとめておりますので、簡単にご紹介させていただきます。

まず、「(1) 情報収集」についてであります。

こちらにつきましては、「水位計が設置されていない河川の水位状況の把握」と内水の氾濫状況の把握」の二つを問題点としました。これについては、支流の河川や主な排水路の水位情報を把握するため、水位計や水位監視カメラの増設が課題であるとし、今後の対応として、上越地域振興局及び市において計画的に水位計を整備していくこととしております。

なお、上越地域振興局における取組については、後ほど荻原地域整備部長様から紹介いただく予定であります。よろしくお願いたします。

次に、「(2) 情報伝達」についてであります。

西日本豪雨災害では、「避難情報のタイミングが遅かった」こと、それから「避難情報が市民へうまく伝わらなかった」こと、さらに、「行方不明者の安否確認のための個人情報取扱い」の三つを問題点として挙げました。

最初の避難情報のタイミングにつきまして当市では、既に国のガイドラインよりも一段階早く避難情報を発表することで対応してございます。

次の避難情報の伝達手段についても、防災行政無線の屋外拡声機や各世帯への防災ラジオ、戸別受信機の配置を始め、安全メールやエリアメールの配信など、様々な伝達手段を活用しておりますけれども、今後、SNSの活用も検討してまいりたいと考えております。

また、行方不明者情報につきましては、今後、公表基準の整備を検討したいと考えております。

次に、「(3) 避難行動」につきましては、「①市民が配布されたハザードマップの内容や意図を理解しておらず避難行動に結びつかなかった」こと、それから右上になりますが「②要配慮者への対応」の二つを問題点として挙げております。

特に「ハザードマップ」につきましては、「正常性バイアス」を打破するツールとして大きく注目されました。

そこで、広報上越を通じて改めてハザードマップの重要性について周知するとともに、来年度には防災士会と連携いたしまして地域防災のリーダーである町内会長と防災士を対象にハザードマップの見方や、自主防災組織の防災訓練におけるハザードマップの活用方法などについての研修会を開催いたしまして、地域におけるハザードマ

ップの勉強会の実施や、実際に防災訓練で活用いただくなど、市民が地域の災害リスクをしっかりと理解し、自らの命を守るために適切な避難行動を取っていただけるよう、取組を強化してまいりたいと考えているところであります。

次の「(4) 避難所対応」については、記載の三つの問題点をあげております。

二つ目の「避難所の生活環境の向上」では、暑さ対策の資機材の調達を課題としております。西日本豪雨災害では、国からのプッシュ型支援により被災地の多くの避難所等にクーラーが設置されております。これを受けまして、国からの支援を基本としながらも、冷房設備の提供可能な企業等との災害時応援協定の締結を進めてまいります。

次に、「(5) 復旧」であります。

特に「大量に発生した災害ゴミの分別処理や堆積土砂の撤去」の問題では、水害時は、多くの災害ごみが分別されずに排出されることから、混在するごみの分別方法、収集運搬・中間処理を円滑に行うための仮置き場の設定や仮置き場内のレイアウトなど、この検討を課題としております。災害廃棄物処理計画の見直しによりまして、これらの課題解消を今後図ることとしております。

最後に一番下にあります「(6) ハード対策」であります。

西日本豪雨災害で生じた、土砂の流入に伴うため池の決壊、バックウォーター現象、ダム放流による急激な水位上昇などの問題点を挙げました。

市では、老朽化したため池について、豪雨を念頭に詳細な点検を実施するとともに、防災重点ため池の指定にあわせまして、ため池ハザードマップを作成するなどの対策を進めて参りたいと考えてございます。

なお、重点ため池の再選定と今後の対策について、後ほど上越地域振興局の小幡農林振興部長様からお話をいただくこととなっております。

説明が少し長くなりましたが、この検証結果については、着実に対策が講じられるよう毎年、進捗状況を確認しながら取り組んでいくこととしております。

上越市の取組については、以上であります。

(村山会長)

ありがとうございました。

災害からしか生まれないことがたくさんあるということの中で、今回の職員の派遣、そして、それを基にした取りまとめをしたという報告でございました。ありがとうございました。

次に、高田河川国道事務所様、お願いします。

(遠藤委員代理)

本日は代理出席をさせていただいております、国土交通省高田河川国道事務所、調査第一課長の佐藤と申します。よろしく申し上げます。私の方からは、資料をお配りしております、「水防災意識社会再構築ビジョン」について、情報提供させていただきます。先ほどの水防計画の見直しの中でも、水防災意識社会という単語がでてきました。その補足的な資料として聞いていただければと思います。

1 ページめくっていただきますと、上段に水防災意識社会再構築ビジョンという部分がございます。ご存じのとおり、平成27年の9月の関東・東北豪雨、鬼怒川で氾濫・決壊により甚大な被害が発生したというところでございます。これを踏まえた国土交通大臣から諮問を受けた社会資本整備審議会から、大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方ということで、社会意識の変革による水防災意識社会の再構築ビジョンが答申に出されているところでございます。

その答申では、施設の能力には限界があるということから、施設では防ぎきれない大規模災害が必ず発生する、そのように意識を改革しましょうということで、社会全体で洪水に備える必要があるということになってございます。

この答申を踏まえて、平成27年12月、水防災意識社会再構築ビジョンが策定されました。全ての直轄河川と、その沿江市町村において、平成28年から32年度をもって、水防災意識の再構築する取組を行っているというところでございます。主な対策という部分に書いてございますが、お話に出ましたとおり各地域において、河川管理者、都道府県、市町村からなる協議会等を設置して、減災の目標を共有し、ハード・ソフト対策を具体的に、計画的に進めていくこととなっております。

当事務所においても、関川・姫川大規模氾濫に関する減災対策協議会というものを平成28年に立ち上げまして、継続的に会議をされているところでございます。

その取組について、ハード・ソフト対策ということで書いてございます。ソフト対策とは住民目線のソフト対策ということ、ハード対策は二つほどあり、洪水氾濫を事前に防ぐ対策、そして氾濫が発生した場合に被害を軽減する危機型管理型ハード対策というものを導入して、実施しております。

ページをめくっていただくと、住民目線のソフト対策という部分がございます。スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信というところがございます。国で管理している関川の洪水情報は緊急速報で発信されるようになります。予算で平成30年、昨年5月から配信されるようになりました。あわせて、国土交通省では、川の

防災情報というものがございます。これはパソコンやスマートフォンで見ることができ、各河川の水位の状況や、指針、画像、川の状況・状態、雨の情報を見ることができますので、参考にしていただければと思います。

次にページをめくっていただきますと、ハード対策の部分になります。洪水氾濫を未然に防ぐ対策というところがございます。堤防整備、河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、浸食・洗掘対策がございます。高田河川国道事務所は、関川で河道掘削を実施しておりまして、流下能力の向上対策に努めているところでございます。

次の危機管理型ハード対策、これは堤防から水が越水しても、決壊まで時間を少しでも引き延ばそうということで、堤防構造を工夫する対策に取り組むこととしております。下に二つございます、堤防天端にアスファルト等で保護するような対策、堤防の裏法尻の宅地側をブロック等で補強し、堤防の法尻が崩れないような形の対策ということで、関川ではこのような対策を保倉川では補強を実施しているところでございます。

ページをめくっていただきますと、まず減災対策協議会のあり方の答申、これは今説明したものを取りまとめたものです。こちらは省略させていただきます。

最後のページになります。水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定ということで、少し情報提供させていただきたいと思っております。

水防災意識社会の再構築の取組を推進していくということでございます。その取組は、具体的な行動計画というものが平成29年6月に国、県、管理河川において、おおむね5年間で実施する取組の方向性や進め方、国の支援等をまとめた緊急行動計画で、国土交通省でとりまとめられています。その後、昨年の平成30年7月豪雨を受け、水防災意識社会を再構築する取組をさらに充実し、加速するため、緊急行動計画が改定されたところでございます。これは関係機関の連携によるハード対策の評価に加えて、多くの関係者が唱えた連携の強化により、複合的な災害でも、社会全体で被害を防止・軽減させる対策を緊急的に図っていくということで、緊急行動計画の拡充をしたところでございます。

主な内容は下部の真ん中にご覧いただけますが、このような内容に現在はなっており、改定されたというところでございます。

簡単ですが、以上です。

(村山会長)

ありがとうございました。国土交通省の主な取組の内容についてご紹介いただきま

した。ありがとうございました。

次に、新潟地方気象台長様、お願いします。

(舟崎委員)

新潟地方気象台の台長の舟崎です。今日はどうぞよろしくお願いします。

気象台からは、情報交換の資料として一枚紙で、住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供と書いてあるものです。

この資料は、昨年7月の西日本豪雨を受けて、国の中央防災会議の防災対策実行会議に設置された避難に関するワーキンググループが、何度か会議を行って12月に報告としてとりまとめた資料の中の1ページでございます。

気象台では、大雨警報や洪水警報などを発表して、災害防止のために、避難を呼びかけていますが、昨年西日本豪雨では避難行動に結びつかなく、200名を超える方が亡くなられた、大変な大きな災害になりました。

気象台は、大雨警報等の様々な警報・注意報、土砂災害警戒情報等、また、一番強い警戒区分である大雨特別警報等の情報を発表して、避難に繋げていきたいと考えているわけですが、情報が多かったり複雑だったりして、混乱するのではないかとということで、昨年このワーキンググループの報告として公表されたものが、この警戒レベルであります。

いろいろな情報があり、気象台の発表する情報には、注意報から警報、特別警報の3段階があるわけですが、文字、言葉ではなかなか分かりにくいという部分もあることから、表にありますようにレベルを新たに設けて、例えば気象台の発表する大雨警報の中に、この警報はレベル3ですというように付加・追加して発表するということがこの報告書に書かれています。

昨年12月でまとめたのは5段階にしようというところまででして、より具体的には、例えば特別警報が4なのか5なのか、警報は3でいいのかなど細部については、これから検討しなければいけないので、気象庁で防災情報の伝え方の検討会を開催して、作業を進めているところであります。

詳細が決まりましたら、気象台から各市町村、県、関係機関の方にもご説明に伺うことになると思います。以上、ご紹介いたしました。

(村山会長)

ありがとうございました。住民が取るべき行動が分かりやすく情報提供されるということで、今後そのような面では住民にとっては非常に分かりやすいと思われれます。あ

りがとうございました。

次に、上越地域振興局地域整備部長様、お願いします。

(荻原委員)

それでは、上越地域振興局地域整備部からは一枚紙、「危機管理型水位計の設置について」を説明させていただきます。上越地域整備部の管内では、現在25か所の水位計が設置されているところがございますが、まだ水位計が設置されていない河川等に水位計を設置するというところでございます。こちらの③重川、②大瀬川、④桑取川の三か所に設置させていただきますとともに、矢代川につきましては、現在、国土交通省様の水位計と地域整備部の水位計がございますが、さらに一か所追加して、情報提供の充実を図るということをしていただきます。この危機管理型水位計につきましては、昨年度の中小河川緊急治水対策プロジェクトの一環で事業化されたものでございまして、そのプロジェクトの予算を活用して設置をしていくところでありまして、3月中に設置するとともに、この水利情報につきましては、河川防災情報システム、県のホームページで閲覧できるように、夏前、出水期前までに情報提供ができるように改良すると聞いているので、記載内容を訂正させていただきます。資料はございませんが、国のプロジェクトとしまして、新たに国土強靱化のための緊急治水対策が行われます。昨日も補正予算が国会で成立したことが報じられていますが、その予算を活用しながら、私どもは河川改修の推進ならびに河床掘削、伐木を進めていきたいと考えていますので、引き続きご理解ご協力をお願いしたいと思います。

(村山会長)

ありがとうございました。先日の天気が良く、気温が上がった日は、河川の水位が一気に上昇し、水門警戒区域まで達する河川が出ました。そのことも踏まえ、水位計の設置についてはぜひよろしくをお願いします。ありがとうございました。

次に、上越地域振興局農林振興部長様、お願いします。

(小幡委員)

上越地域振興局農林振興部長の小幡でございます。私からは、ため池の対応について説明させていただきます。資料は「平成30年7月豪雨を踏まえた今後のため池対策の進め方【概要】」というもので、二枚組になっております。これまでもお話ありましたが、30年7月豪雨では比較的小さなため池の被害、それを基にした災害がございました。それを踏まえまして、これまで設定しておりました、防災重点ため池の考え方を改めて再設定をするという内容でございます。一枚目に書いてあります、国が示す

新たな選定基準で防災重点ため池を再設定して、必要な対策を講じるといった内容でございます。下の方にあります、必要な対策ということで、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策、それと施設機能の適切な維持・補強にむけた対策、ソフトとハードの両面から対策を講じる内容でございます。上越地域管内のため池の状況につきましては、二枚目をご覧いただきたいと思います。上越地域は、ご存じのとおり、非常に多くのため池を有しております。県内では5,000か所のため池があり、そのうちの16%を上越市が占めている状況であります。その中で、決壊した場合、非常に大きな被害が発生するおそれがあるため池を防災重点ため池を設定しているわけですが、上越市は36か所が指定されております。これまでの取組では、36か所全てのため池において、様々な影響を判断してまいりました。その中で特に下流への影響が想定される35か所については、全てハザードマップを作成し、住民へ周知しているということでございます。さらに耐震対策が必要な箇所が25か所ほどございますが、そのうち7か所については工事に着手したという状況でございます。31年度以降につきましても、順次実施していくということでございます。30年7月豪雨を踏まえてどのような取組をしてきたかといいますと、一点目はため池の緊急点検の実施をしたということです。これまでは防災重点ため池に設定されていないため池の中でも、特に影響のあるようなところ186か所、上越市の場合は144か所について点検をして、いずれもこのような対策等の必要はないという判断をさせていただきました。二点目の今後のため池の対策でございますが、先ほど申し上げた新たな選定基準が設定されておりますので、それに基づいて再選定をしていくということでございます。(2)の②ですが、上越市の場合は約260か所が新たに調査をしていく対象となると考えております。再選定されたため池につきましては、冒頭申し上げました、ハード・ソフト両面から対策を講じていくという状況でございます。以上でございます。

(村山会長)

ありがとうございました。豪雨の時のため池については、私自身意識がありませんでしたが、今回の7月の災害においては本当にこのことが大変だということがわかりました。今ほどご説明いただき、ありがとうございました。

上越市を含めて5つの機関からいろいろ取組についてのご説明がございました。それぞれにご質問なりご意見ございますか。

また、ほかの機関から、補足や情報提供がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

お願いいたします。

(高橋委員)

妙高砂防事務所長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

土砂災害対策につきましても、実は国、県で動きがありますが、もう少し時間をいただくと、対策等が具体化され、皆様にご説明できると考えております。知事が掲げております、「防災減災もう一段加速」ということで、あり方検討会が開かれておりますが、5月に最終回を迎え、その時点での報告が出されまして、最終的には具体的な話が、土砂災害対策についても示されるのではないかと考えております。それとあわせて、今ほど話がありましたけども、当事務所も重点項目にのっとり、流木対策等、特に緊急的にやらなければいけない箇所につきましても、要望しております。それについては今後明確になると思いますので、淡々と事業を進めていきたいと考えております。またソフト対策につきましても、当管内、土砂災害防止法に基づく指定も全部終わっておりますが、二巡目ということで地形状況や建物・公共施設の状況が変わった際には、またそのようなところを調査し、指定していくということになりますので、これにつきましては、国や市、それから関係機関の方々と連携しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(村山会長)

ありがとうございました。妙高砂防事務所様から、心強いお話いただきました。ぜひ情報を含めてよろしくお願いしたいと思います。

他はいかがでしょうか。ありがとうございました。

以上で、情報交換については終わらせていただきます。皆様大変ありがとうございました。

そのほか、事務局、何かありますか。

(事務局)

事務局から事務連絡をいたします。

修正後の計画書につきましては、県知事に報告した後、印刷し皆様にお届けいたしますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

(村山会長)

ありがとうございます。

それでは本日本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

皆様方のご協力をいただきまして、会議を円滑に運営することが出来ました。厚くお

礼申し上げます。

以上をもちまして議長の任を解かせていただきます。

大変ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

8 問合せ先

防災危機管理部市民安全課防災係

TEL : 025-526-5111 (内線 1638)

E-mail : shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。